平成２１年（フ）第１６５号
愛知県豊橋市多米中町２丁目７番地５
債務者　ナカシマ　ソニア　スミコ　クマツ
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１８２号
愛知県豊橋市向山町字南中畑18番地の43
債務者　鈴木　康子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１９１号
愛知県豊橋市雲谷町字外ノ谷308番地
債務者　近藤　和子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月14日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第１３５８３号
埼玉県さいたま市南区南浦和２丁目32―４―401
債務者　田北　正孝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３５８５号
埼玉県戸田市本町５丁目６―16―303
債務者　小倉ひとみ
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６３８号
神奈川県川崎市川崎区藤崎４丁目９―１―603
債務者　笹山　幸夫
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６７５号
栃木県宇都宮市さつき３丁目16―１
債務者　伴　　実旨
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６８８号
東京都新宿区四谷２丁目13　ＡＳＡ四谷３―Ｅ
債務者　砂田憲太郎
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３６９９号
千葉県野田市岩名2023―67―101
債務者　黒瀬　光広
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７２０号
埼玉県川口市西川口３丁目14―１―501
債務者　朝田　泰介
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７７３号
東京都江戸川区下篠崎町18―１―504
債務者　倉持　高雄
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７７４号
埼玉県所沢市大字山口5152―２
債務者　都築喜久夫
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３７７５号
埼玉県所沢市大字山口5152―２
債務者　都築裕見子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８０５号
千葉県市川市原木３丁目15―23
債務者　内田百合子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８０６号
千葉県市川市南八幡５丁目18―19
債務者　上田　敏之
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３８３３号
東京都足立区弘道１丁目24―３―102
債務者　岩本　良文
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部